

# 福岡県森林環境税事業評価委員会設置要綱

## (設置の目的)

第1条 森林環境税による事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するために、福岡県森林環境税事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林づくり活動公募事業の企画書の審査・推薦
- (2) 森林環境税による事業の実績の評価
- (3) 森林環境税による事業についての提言
- (4) その他必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から、知事が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期、及び増員に伴う委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、農林水産部長の要請により委員長が招集する。ただし、委員の改選以降最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

**(事務局)**

第7条 委員会の事務局は、農林水産部林業振興課に置く。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。